

治山課関係予算の概要

平成20年2月
林野庁治山課

治山課関係予算の概要 目次

I	民有林治山事業予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	新規施策等について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III	平成19年の山地災害の発生状況・・・・・・・・	19
IV	平成19年度民有林治山災害復旧等事業補正予算のポイント・・・・・・・・	20
V	平成20年度民有林治山災害復旧等事業当初予算のポイント・・・・・・・・	22

民有林治山事業予算の概要

平成19年12月
林 野 庁

1 19年度補正予算概算決定額

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度当初予算	平成19年度補正予算	
			対当初比
事業費	143,209	12,977	9.1
国 費	80,852	6,021	7.4

※1 上記のほかに、事業効果の早期発現を図るために施行する事業について、国庫債務負担行為（ゼロ国債）の補正として、事業費規模で7,165百万円（国費3,910百万円）を計上。

2 20年度当初予算概算決定額

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度当初予算	平成20年度当初予算	
			対前年比
事業費	143,209	132,759	92.7
国 費	80,852	74,090	91.6

※2 上記のほかに、「漁場保全の森づくり事業」として、水産庁が国費10,000百万円を計上。
(うち民有林治山事業分：7,000百万円)

以上により、今後の執行可能な予算額としては、国費87,111百万円（平成19年度の当初予算80,852百万円の107.7%に相当）を確保した。

I 民有林治山事業概算決定等事業別総括表（19補正・20当初・20林水）

（単位：千円、％）

事 項	平成19年度当初	平成19年度補正	平成20年度概算決定		小計		20林水連携	合計	
			対19当初比	対19当初比	(19補正+20決定)対19当初比	対19当初比		(小計+林水連携)	対19当初比
直轄治山事業費	6,089,000	20,000	5,647,000	92.7	5,667,000	93.1	—	5,667,000	93.1
直轄地すべり防止事業費	4,264,000	47,000	3,863,000	90.6	3,910,000	91.7	—	3,910,000	91.7
治山事業費補助	58,334,000	5,954,000	53,983,010	92.5	59,937,010	102.7	7,000,000	66,937,010	114.7
山地治山事業費補助	39,679,000	2,433,000	39,659,010	99.9	42,092,010	106.1	—	42,092,010	106.1
復旧治山	24,037,000	631,000	23,507,010	97.8	24,138,010	100.4	—	24,138,010	100.4
予防治山	8,314,000	1,302,000	8,139,000	97.9	9,441,000	113.6	—	9,441,000	113.6
限界状態設計法等実証	61,000	—	53,000	86.9	53,000	86.9	—	53,000	86.9
水土保全治山	7,267,000	500,000	7,960,000	109.5	8,460,000	116.4	—	8,460,000	116.4
防災林整備事業費補助	3,362,000	—	2,899,000	86.2	2,899,000	86.2	418,000	3,317,000	98.7
防災林造成	2,093,000	—	1,947,000	93.0	1,947,000	93.0	418,000	2,365,000	113.0
共生保安林整備統合補助	1,097,000	—	822,000	74.9	822,000	74.9	—	822,000	74.9
保安林管理道整備	172,000	—	130,000	75.6	130,000	75.6	—	130,000	75.6
水源地域等保安林整備事業費補助	11,440,000	3,500,000	9,712,000	84.9	13,212,000	115.5	6,582,000	19,794,000	173.0
水源地域整備	7,226,000	1,950,000	5,972,000	82.6	7,922,000	109.6	5,143,000	13,065,000	180.8
保安林整備	4,214,000	1,550,000	3,740,000	88.8	5,290,000	125.5	1,439,000	6,729,000	159.7
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	2,803,000	—	734,000	26.2	734,000	26.2	—	734,000	26.2
特定流域総合治山事業費補助	1,050,000	21,000	979,000	93.2	1,000,000	95.2	—	1,000,000	95.2
地すべり防止事業費補助	5,404,000	—	5,000,000	92.5	5,000,000	92.5	—	5,000,000	92.5
特定保安施設事業交付金	190,000	—	147,000	77.4	147,000	77.4	—	147,000	77.4
治山事業調査費	167,000	—	161,990	97.0	161,990	97.0	—	161,990	97.0
後進地域特別法適用団体補助率差額	6,404,000	—	5,288,000	82.6	5,288,000	82.6	—	5,288,000	82.6
計	80,852,000	6,021,000	74,090,000	91.6	80,111,000	99.1	7,000,000	87,111,000	107.7

Ⅱ 新規施策等について

(重点事項1)

大規模山地災害総合対策

1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等により、平成17年の台風14号による宮崎県宮崎市の災害や平成18年7月の梅雨前線に伴う集中豪雨による長野県岡谷市の災害に見られるように、大規模な深層崩壊やこれに起因する土石流などによる人的被害を伴う激甚な山地災害が発生している。

また、本年公表された「IPCC第4次評価報告書」においては、地球温暖化により集中豪雨の多発や台風の強大化等のおそれが高いことが指摘されており、局地的な豪雨による山地災害の発生リスクが今後一層高まることが考えられる。更に、大規模地震の発生リスクも引き続き高い状態にあることから、これらに伴う大規模山地災害が発生する危険性が高まることが懸念される状況にある。

加えて、我が国には世界の活火山の約1割を占める108もの活火山が存在しており、近年も複数の火山において火山活動の活発化の兆候が見られるなど、火山災害の危険性が常に存在しているところである。

これらの災害は大量の土砂や流木を流出させ、その影響は流域の広範囲に及ぶことから、このような災害に対する対策が国土保全上重要な課題となっている。

一方、「骨太2007」においても「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。」と明記されていることから、治山事業においても、地域における避難体制の整備等のソフト対策と一体となった減災に向けた効果的な対策を推進することが重要となっている。

このため、平成18・19年度に実施する山地災害危険地区の再点検により、近年の山地災害の発生形態の変化に応じた危険性の高い箇所が把握されることも踏まえ、山地災害危険地区の危険度合いも勘案しながら、特に、大規模な山腹崩壊、土石流、地すべり等による山地災害に効果的・効率的に対応するため、以下に示す取組を推進する。

2 事業内容

(1) 治山施設機能強化事業(公共予算の新規創設)

局地的な豪雨等に伴う深層崩壊やこれに起因する土石流等の大規模な山地災害による被害を効果的かつ効率的に防止・軽減するため、これら山地災害の発生危険性の高い地域において、既存の治山施設を活用してその機能強化(既設治山ダムのかさ上げや増厚、スリット化等)を行う効率的な施設整備を実施する。

(2) 火山防災林整備促進対策（公共予算の拡充）

火山山麓部で発生する泥流、土石流等による被害を防止・軽減するため、泥流・土石流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる森林地帯において、泥流・土石流等を下流に安全に誘導するための土塁工並びにそれらの流出抑制を図る森林の造成及びこれと一体的に行う土砂の流出防止等の機能が低位な森林の整備を総合的に行う。

(3) 流域全体を対象とした治山対策の推進（既存の公共予算の活用）

大規模な山地災害の復旧等を効果的・効率的に進めるため、国有林と民有林が近接している場合に森林管理局と都道府県が連携して一体的な整備を行う特定流域総合治山事業等により、流域全体を見据えた治山対策を推進する。

(4) 山地災害危険地区情報の再整備（既存の非公共予算の活用）

山地災害による被害を軽減するため、山地災害危険地区の再点検の結果を活用し、山地災害危険地区に関する情報の再整備や地域住民等への情報提供を行う。

(5) 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施（組織の活用等）

大規模な山地災害が発生した場合における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。

(林野庁治山課)

治山施設機能強化事業（新規）

1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等により、平成17年の台風14号による宮崎県宮崎市の災害や平成18年7月の梅雨前線に伴う集中豪雨による長野県岡谷市の災害に見られるように、大規模な深層崩壊やこれに起因する土石流などによる人的被害を伴う激甚な山地災害が発生している。

また、本年公表された「IPCC第4次評価報告書」においては、地球温暖化により集中豪雨の多発や台風の強大化等のおそれが高いことが指摘されており、局地的な豪雨による山地災害の発生リスクが今後一層高まることが考えられることに加え、大規模地震の発生リスクも引き続き高い状態にあることから、これらに伴う大規模山地災害が発生する危険性が高まっていることが懸念される状況にある。

一方、公共事業を取り巻く厳しい財政事情の下、公共投資を一層効果的に進めることが求められているところであり、これら大規模山地災害に対する対策を推進するに当たっても、従来の新規施設の設置を中心とした対策だけではなく、これまで設置してきた既存施設を有効に活用したより効果的・効率的な対策を進めていく必要がある。

このため、既存の治山施設を有効活用してその機能強化（既設治山ダムのかさ上げや増厚、スリット化等）を行うことにより防災機能の強化を図る治山施設機能強化事業を創設し、効果的・効率的な防災対策を推進する。

2 事業内容等

(1) 事業内容

荒廃山地、荒廃危険山地等が存する地区において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、既存の治山施設を有効活用してその機能の強化を図ることにより緊急に行う山地災害危険地対策。

(2) 採択要件

山地災害危険地区であって、既存の治山施設が存する地区であり、人家等10戸以上の集落（人家等が5戸以上10戸未満であって当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれがあるもののうち、全体計画の事業規模が3,000万円以上のもの。（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものであり、かつ、同等の機能を有する治山施設の新設にかかるコストとの比較検討が行われているものに限る。）

3 実施主体

都道府県

- 4 補助率
1 / 2 (火山地域にあつては5.5 / 10)
- 5 科目
(目) 治山事業費補助
(目細) 山地治山事業費補助
(目細々) 水土保持治山
(積算内訳) 治山施設機能強化
- 6 平成20年度概算決定額
1,000,000千円

(林野庁治山課)

治山既設機能強化事業のイメージ

○山地災害の危険性の高い地区において、既存の治山施設の防災機能を強化することにより、大規模な崩壊等の山地災害による被害を効果的・効率的に防止・軽減。

○科目：(目)治山事業費補助(目細)山地治山事業費補助(目細々)水土保全治山(積算内訳)治山施設機能強化

○補助率：1/2(火山地域にあつては5.5/10)

○H20予算額：1,000,000千円

○採択基準(案)：山地災害危険地区であり、既存の治山施設が存する地区であつて、人家等10戸以上の集落(人家等が5戸以上10戸未満であつて当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのある箇所で、全体計画が3,000万円以上のもの。

(山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。)

これまで



これから



新設



火山防災林整備促進対策 (土砂流出防止林造成事業の拡充)

1 趣旨

我が国には世界の活火山の約1割を占める108もの活火山が存在し、これまで数多くの火山災害により度々大きな被害に見舞われている。特に近年では、平成12年の有珠山及び三宅島における火山活動により激甚な被害が発生したほか、平成16年には浅間山において中規模な爆発が発生したり、平成18年には御嶽山等において火山性地震の増加等の火山活動の活発化の兆候が見られるなど、我が国には火山噴火による激甚な災害が発生する危険性が常に存在しているところである。また、火山災害の形態は噴石、降灰、火砕流、溶岩流、泥流、土石流など多種多様であり、かつそれらによる影響は広範囲に及ぶため、周辺地域に激甚な被害をもたらす場合が多いという特徴がある。

このような火山災害に対し、平成18年11月に「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」が内閣府に設置され、噴火時等における避難体制に係る火山防災対策のあり方について検討が進められているところである。

しかしながら、噴火時等において地域住民等の安全・安心を確保していくためには、このようなソフト対策のみならず、ハードによる予防対策についても平常時から効果的・効率的に進めておく必要がある。

一方で、公共事業を取り巻く厳しい財政事情の下、公共投資を一層効果的に進めることが求められている。

このため、火山災害対策として従来から取り組んできた泥流・土石流等の流出を防止するための治山ダム等の設置に加え、「火山防災林整備促進対策」として土砂流出防止林造成事業を拡充し、新たに火山防災林の整備等を促進することにより、火山山麓部で発生した泥流・土石流等の流出を抑制するなどの森林の持つ緩衝帯としての機能を最大限活用した効果的な予防対策を推進する。

2 事業内容

(1) 事業内容 (拡充部分)

土砂流出防止林造成事業の事業内容を拡充し、火山山麓部で発生する泥流・土石流等による被害を防止・軽減するため、泥流・土石流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる森林地帯において、

- ① 泥流・土石流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置
- ② 泥流・土石流等の流出抑制を図る森林の造成
- ③ ②と一体的に行う土砂の流出防止等の機能が低位な森林の整備を総合的に行う。

(2) 採択要件 (下線部が拡充に伴う改正部分)

風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林や泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる火山山麓部の森林で、土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

- 1 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地、ため池、用排水施設等の保護

ただし、火山山麓部において泥流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置や泥流等の流出抑制を図る森林の造成等を実施する場合には1又は2に該当するものに限る。

(工事規模) 1 施工箇所の事業費
年度計画300万円以上

3 実施主体
都道府県

4 補助率
1/2

5 科目
(目) 治山事業費補助
(目細) 防災林整備事業費補助
(目細々) 防災林造成
(積算内訳) 土砂流出防止林造成

6 平成20年度概算決定額
358,000千円の内数

(林野庁治山課)

(重点事項2)

保安林機能強化緊急プロジェクト

1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等による河川の氾濫が発生しているほか、各地の河川における濁水の発生等も見られることから、森林の整備・保全を通じて、流域全体の水土保全機能を向上させるための対策を推進することが重要となっている。

特に、林業生産活動の低迷等により水源地域等において水土保全機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の増加が懸念される状況にあることに加え、里山等の人家周辺においても過密化等による荒廃森林の増加が問題となっていることから、これらの地域における森林の整備を推進する必要がある。

また、生物多様性の保全等国民の森林に対する多様なニーズや、幅広い国民各層の理解と協力を得て針広混交林化等多様な森林づくりを推進する「美しい森林づくり推進国民運動」の展開も踏まえ、治山事業においても、針広混交林化や住民等による森林整備活動を推進することが求められている。

このため、以下の対策からなる保安林の機能を強化するための効果的なプロジェクトを推進する。

2 事業内容

(1) 荒廃森林の林相改良による複層林化(既存の公共予算の活用)

表土が流出するなど水土保全機能の低下した保安林や気象害等により被害を受けた保安林を対象として整備を行う保安林改良事業において、自然条件等を踏まえつつ、複層林への誘導・造成等多様で健全な森林整備を推進する。

(2) 高齢級過密林への継続保育の実施(公共予算の拡充)

高齢級の過密針葉樹単層林の増加が懸念される水源地域等における荒廃森林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を引き上げて(X→XⅡ年齢級)、自然条件等を踏まえつつ針広混交林化等多様な森林整備を推進する。

(3) 里山等保安林機能強化対策(公共予算の拡充)

過密化等により荒廃した里山等の人家周辺における森林の整備・保全を推進するため、復旧治山事業、予防治山事業及び林地荒廃防止事業の事業内容を拡充し、従来の治山施設の設置による荒廃地等の整備に加え、治山施設の効果区域を対象とした本数調整伐等の森林の整備を行う。

- (4) 水源地域における効果的な森林の整備・保全の推進(既存の公共予算の活用)
- 水土保全機能が低下した水源地域を対象として森林の整備・保全を行う水源地域整備事業において、治山施設の設置による荒廃地等の整備を図るとともに、自然条件等を踏まえつつ森林の整備における地域住民等の参加を促進させることにより、針広混交林化等多様で健全な森林づくりを推進する。

(林野庁治山課)

高齢級過密林への継続保育の実施 (保育事業の拡充)

1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等により河川の氾濫が発生しているほか、各地の河川において濁水の発生等が問題となっており、森林の持つ水土保持機能に対する期待が高まっている。一方、水土保持機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の増加が懸念される状況にあるが、立地条件が悪く、森林所有者による適切な林業経営が特に困難である水源地域等に存する荒廃森林については、治山事業による適切な整備を進めるとともに、将来に亘って手のかからない森林に誘導していく必要がある。

このため、水源地域の機能の低位な森林や治山事業施行地の森林等を対象とし、その健全な生長を促進させるための整備を行う保育事業の対象年齢を引き上げ、水土保持機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の整備を促進し、自然条件等を踏まえつつ、針広混交林化等多様で健全な森林づくりを推進する。

2 事業内容等

水土保持機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を次の通り引き上げる。

事 項	拡 充 後	現 行
対象年齢	VIII年齢級 (防災林造成事業施行地はIX年齢級) ただし、自然条件等から機能が低位であって、継続して保育を実施する必要がある場合はXII年齢級 (防災林造成事業施行地はXIII年齢級)	VII年齢級 (防災林造成事業施行地はIX年齢級) ただし、自然条件等から機能が低位であって、継続して保育を実施する必要がある場合はX年齢級 (防災林造成事業施行地はXI年齢級)

3 実施主体

都道府県

4 補助率

1 / 3

5 科目

- (目) 治山事業費補助
- (目細) 水源地域等保安林整備事業費補助
- (目細々) 保安林整備
- (積算内訳) 保育

6 平成20年度概算決定額

1, 550, 000千円の内数

(林野庁治山課)

里山等保安林機能強化対策 (復旧治山事業等の拡充)

1 趣旨

近年、林業生産活動の低迷や生活様式の変化等により、里山等の人家周辺に存する森林において適切な整備がなされずに放置される状況が発生しており、このような放置された森林の過密化による荒廃や、放置された竹林からの地下茎のまん延による周辺部の森林へのタケの侵入による既存の植生の衰退などによる森林の荒廃が問題となっている。

このような人家周辺の荒廃森林については、局地的な豪雨等により山腹崩壊等が発生した場合に直接人命・財産に被害を及ぼすおそれが高いことから、厳しい財政事情も踏まえつつ、効果的・効率的に水土保持機能を高めるための対策を行う必要がある。

このため、復旧治山事業、予防治山事業及び林地荒廃防止事業の事業内容を拡充し、従来からの治山施設の設置による荒廃地等の整備に加え、治山施設の効果区域を対象とした本数調整伐等の森林の整備を一体的に行うことにより、過密化等により荒廃した里山等の人家周辺における森林の効果的な整備・保全を推進する。

2 事業内容等

(1) 事業内容

復旧治山事業、予防治山事業及び林地荒廃防止事業の事業内容を拡充し、従来の治山施設の設置による荒廃地等の整備に加え、新たに治山施設の効果区域を対象とした本数調整伐等の森林の整備を行うことができることとする。

(2) 採択要件

復旧治山事業、予防治山事業又は林地荒廃防止事業の対象地であって、崩壊地の復旧整備等に必要な治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもので、次のいずれかに該当するもの。

ア 復旧治山事業又は予防治山事業の対象地にあつては、市街地または集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人家が5戸以上10戸未満であつて、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。)

イ 林地荒廃防止事業の対象地にあつては、人家5戸以上を保護するもの(人家が3戸以上5戸未満であつて、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等5戸以上に該当すると認められるものを含む。)

(工事規模)

1 施工箇所の事業費は「民有林補助治山事業採択基準」の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 復旧治山事業	：	全体計画額	8,000万円以上
イ 予防治山事業	：	山腹 年度計画額	1,000万円以上
		溪流 年度計画額	1,700万円以上
ウ 林地荒廃防止事業	：	年度計画額	600万円以上

- 3 実施主体
都道府県
- 4 補助率
1 / 2 (火山地域にあつては 5. 5 / 1 0)
- 5 科目
(目) 治山事業費補助
(目細) 山地治山事業費補助
(目細々) 復旧治山
(目細々) 予防治山
(目細々) 水土保持治山
(積算内訳) 林地荒廃防止
- 6 平成 2 0 年度概算決定額
3 1, 9 9 9, 0 1 0 千円の内数

(林野庁治山課)

漁場保全の森づくり事業 (対象事業の追加)

1 趣旨

「森は海の恋人」というキャッチフレーズに代表されるように、森林は水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、河川水を通じて豊富な栄養塩類等を漁場へ供給しており、豊かな森林が豊かな漁場を保全している。

このため、平成19年度より「漁場保全の森づくり事業」を実施しているところであり、治山事業については「奥地保安林保全緊急対策事業」及び「保安林改良事業」に準じて実施する事業により、沿岸漁場環境の保全に資する森づくりを推進してきたところである。

このような中、海岸における飛砂や高潮等の被害を防止を目的として実施される「海岸防災林造成事業」の施工地においても、海岸侵食の防止等により土砂の流出が抑制され沿岸漁場の保全に資する事例が見られるところであり、加えて、地元の漁業者が森づくりに参加している事例も多く見られることから、平成20年度より事業対象として「海岸防災林造成事業」に準じて実施する事業を追加することとする。

2 事業内容（拡充内容）

「漁場保全関連特定森林整備事業実施要領の制定について」（平成19年3月30日付け18林整計第282号林野庁長官及び水産庁長官連名通知）に則り実施される保安施設事業のうち、「準じて実施する事業」の対象として、これまで実施してきた「奥地保安林保全緊急対策事業」及び「保安林改良事業」に加え、新たに「海岸防災林造成事業」を追加。

〔 なお、事業内容の詳細については、林野庁の「民有林補助治山事業実施要領」に基づき実施。 〕

3 事業実施主体

都道府県

4 平成20年度概算決定額

10,000,000千円

（うち 治山事業 7,000,000千円）

【担当課：林野庁治山課】

直轄地すべり防止事業の新規着手 (阿津江地区)

1 趣旨

徳島県なかぐん那賀郡那賀町なかつま(旧木沢村)阿津江地区では、平成16年の台風10号に伴う豪雨の影響により、長さ約800m、幅約100m、崩壊土量約80万m³に及ぶ大規模崩壊が発生し、斜面对岸の国道193号が不通になる等の甚大な被害が発生した。このため、平成16年度には災害関連緊急地すべり防止事業、続く平成17年度から平成19年度には地すべり激甚災害対策特別緊急事業による復旧対策が徳島県により進められてきたところである。

しかし、当該事業の実施に伴う地すべり機構の調査により、崩壊地源頭部に大規模な地すべりブロックが存在することが新たに判明し、今後の降雨等により当該地すべりブロックが不安定化した場合には、周辺斜面を含む大規模な崩壊が発生することが懸念される状況にある。

このような大規模な崩壊が発生した場合には、崩落した大量の土砂により斜面直下の一級河川坂州木頭川を閉塞させて天然ダムを形成し、湛水や決壊を引き起こして流域の広範囲に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、当該地すべりブロックに係る対策は、国土保全上特に重要で緊急を要するものである。また、当該地すべりブロックは非常に大規模であるため、その対策には相当の事業費と高度な技術が必要となることが見込まれる。

このため、平成19年5月に徳島県より林野庁に対して当該地区における直轄地すべり防止事業の新規着手の要望があったところであり、当該地区における地すべり防止工事は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第10条第1項に定める直轄地すべり防止事業の採択要件を満たすことから、大規模な地すべり防止工事について豊富な実績と技術力及び知見を有する森林管理局の組織を活用し、直轄地すべり防止事業を計画的に実施することにより、地域の安全を早期に確保する。

2 事業内容

阿津江地区において直轄地すべり防止事業に新規に着手し、豊富な実績と技術力及び知見を有する森林管理局の組織を活用した地すべり防止工事を計画的に実施する。

3 実施主体

国

4 補助率

2/3

5 科目

(目) 地すべり防止事業費

(林野庁治山課)

再度災害防止に向けた治山対策の推進

1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等により、大規模な深層崩壊や土石流などによる人的被害を伴う激甚な山地災害が発生している。

また、本年公表された「IPCC第4次評価報告書」においては、地球温暖化により集中豪雨の多発や台風の強大化等のおそれが高いことが指摘されており、局地的な豪雨による山地災害の発生リスクが今後一層高まることが考えられる。更に、大規模地震の発生リスクも引き続き高い状態にあることから、これらに伴う大規模山地災害が発生する危険性が高まることが懸念される状況にある。

これらの災害は大量の土砂や流木を流出させ、その影響は流域の広範囲に及ぶことから、このような災害に対する対策が国土保全上重要な課題となっている。

一方、「骨太2007」においても「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。」と明記されていることから、治山事業においても、近年の山地災害の発生形態の変化を踏まえた、防災・減災に向けた効率的・効果的な対策を推進する必要がある。

このため、近年、大規模な山地災害により甚大な被害が発生した地域等において、荒廃地の拡大等による再度災害を防止するため特に必要な事業について、特別枠として要望するものである。

2 事業内容

局地的な豪雨等に伴う深層崩壊やこれに起因する土石流等の大規模な山地災害による被害を効果的かつ効率的に防止・軽減するため、近年、大規模な山地災害により甚大な被害が発生した地域等において、荒廃地の拡大のおそれがあるところやその周辺の荒廃危険地における再度災害を防止するために、治山えん堤や山腹工の整備等の治山対策を推進する。

3 実施主体

都道府県

4 補助率

1/2（火山地域にあつては5.5/10）

5 科目

（目）治山事業費補助

（目細）山地治山事業費補助

（目細々）復旧治山

（目細々）予防治山

6 平成20年度概算決定額（重点施策推進枠）

2,372,000千円

（林野庁治山課）

平成19年の山地災害の発生状況（平成19年12月31日現在）

〈被害概況〉

平成19年12月末までに発生した山地災害は、2～5月の融雪災害、能登半島地震災害、新潟県中越沖地震災害、梅雨前線豪雨災害、台風第4号・5号・9号・11号・15号・20号及び23号災害、東北地方の大雨災害等であり、民有林と国有林を合わせた被害額約616億円である。

(1) 民有林・国有林別被害

(単位：百万円)

区 分	民 有 林		国 有 林		合 計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
林地荒廃	1,621	35,278	156	16,683	1,777	51,961
治山施設	215	6,630	28	3,052	243	9,682
合 計	1,836	41,908	184	19,735	2,020	61,642

(2) 主な災害別被害と被災都道府県

(単位：箇所，百万円)

区 分	被 害		主 な 都 道 府 県
	箇所数	被害額	
風浪災害	12	1,194	京都、茨城、鳥取、新潟、石川
融雪等災害	14	1,686	北海道、福島、新潟、岐阜、長野
地すべり災害	7	1,749	長野、北海道、島根、三重
能登半島地震災害	33	557	石川、岐阜
豪雨災害	160	7,249	北海道、島根、鳥取、石川、秋田
梅雨前線豪雨災害	448	7,302	熊本、鹿児島、岐阜、石川、長崎
台風第4号災害	517	13,570	宮崎、静岡、鹿児島、長野、高知
新潟県中越沖地震災害	148	3,343	新潟、長野
台風第5号災害	132	8,339	宮崎、大分、福岡、徳島、熊本
台風第9号災害	452	13,316	群馬、長野、静岡、栃木、山形
台風第11号災害	3	2	沖縄
東北地方の大雨災害	60	2,186	秋田、岩手、青森
台風第15号災害	3	66	沖縄
台風第20号災害	15	358	静岡、福島、新潟
台風第23号災害	2	45	沖縄
その他	14	682	沖縄
合 計	2,020	61,642	

平成19年度民有林治山災害復旧等事業補正予算のポイント

平成19年度民有林治山災害復旧等事業補正予算追加額総計

事業費 11,189百万円

国費 7,540百万円

I 山林施設災害復旧事業費

本年の発生に係る地震、梅雨前線豪雨及び台風等により被害を受けた治山施設等の早期復旧を図る。

1. 治山施設災害復旧事業費補助（18年災）

事業費 1,019百万円 国費 691百万円

- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、石川県、長野県、兵庫県、和歌山県、高知県、熊本県、宮崎県における平成18年発生災害に係る治山施設等災害復旧事業費

2. 治山施設災害復旧事業費補助（19年災）

事業費 4,051百万円 国費 2,791百万円

- ・1月冬季風浪災害、2月冬季風浪災害、4月風浪災害、6月・7月梅雨前線豪雨災害、台風4号災害、新潟県中越沖地震災害、8月豪雨災害、台風5号災害、9月豪雨災害、台風9号災害、10月豪雨災害、台風15号災害に係る治山施設等災害復旧事業費

II 山林施設災害関連事業費

本年の豪雨や台風等により甚大な被害が発生した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、保安施設事業等を緊急に実施する。

1. 直轄治山等災害関連緊急事業費

(1). 直轄治山災害関連緊急事業費

事業費 8百万円 国費 8百万円

- ・台風4号災害に係る直轄治山災害関連緊急事業（中部森林管理局）

(2). 直轄地すべり防止災害関連緊急事業費

事業費 264百万円 国費 264百万円

- ・3月地すべり災害に係る直轄地すべり防止災害関連緊急事業（中部森林管理局）

2. 治山施設等災害関連事業費補助

(1). 治山施設災害関連事業費補助（19年災）

事業費 24百万円 国費 12百万円

- ・ 2月冬季風浪災害（新潟県）、4月風浪災害（茨城県）、台風9号災害（宮城県）に係る治山施設災害関連事業費

3. 災害関連緊急治山等事業費補助

(1). 災害関連緊急治山事業費補助

事業費 5,158百万円 国費 3,337百万円

- ・ 2月融雪災害（福島県）、2月・7月・8月・9月・10月豪雨災害（静岡県ほか7県）、能登半島地震災害（石川県）、三重県中部の地震災害（三重県）、6月～7月梅雨前線災害（新潟県ほか8県）、台風4号・5号・9号災害（鹿児島県ほか9県）、新潟中越沖地震（新潟県）、8月秋雨前線豪雨災害（島根県）に係る災害関連緊急治山事業費

(2). 災害関連緊急地すべり防止事業費補助

事業費 653百万円 国費 431百万円

- ・ 能登半島地震災害（石川県）、2月・5月地すべり災害（島根県ほか1県）、台風4号・9号災害（長野県ほか2県）、新潟県中越沖地震災害（新潟県）、7月梅雨前線豪雨災害（熊本県）に係る災害関連緊急地すべり防止事業費

4. 林地崩壊対策事業費補助

(1). 林地崩壊防止事業費補助（19年災）

事業費 12百万円 国費 6百万円

- ・ 平成19年6月11日から7月19日までの間の豪雨及び暴風雨災害（宮崎県ほか1県）、新潟県中越沖地震災害（新潟県）に係る林地崩壊防止事業費

平成20年度民有林治山災害復旧等事業当初予算のポイント

平成20年度民有林治山災害復旧等事業当初予算額総計		
事業費	4,012百万円	対前年度比112.2%
国費	3,293百万円	" 85.2%

I 山林施設災害復旧事業

事業費	1,032百万円	対前年度比201.3%
国費	749百万円	" 190.1%

1. 治山施設災害復旧費

事業費(国費)	125百万円	対前年度比100.0%
---------	--------	-------------

2. 治山施設災害復旧事業費補助

事業費	907百万円	対前年度比233.9%
国費	624百万円	" 232.0%

II 山林施設災害関連事業費

事業費	2,979百万円	対前年度比97.3%
国費	2,544百万円	" 73.3%

1. 治山等災害関連緊急事業費

事業費(国費)	55百万円	対前年度比100.0%
---------	-------	-------------

2. 治山施設災害関連事業費補助

事業費	2百万円	対前年度比4.5%
国費	1百万円	" 4.5%

3. 特殊地下壕対策災害関連事業費補助

事業費	20百万円	対前年度比66.7%
国費	10百万円	" 66.7%

4. 災害関連緊急治山等事業費補助

事業費	2,858百万円	対前年度比99.6%
国費	1,859百万円	" 99.9%

5. 林地崩壊防止事業費補助

事業費	40百万円	対前年度比64.5%
国費	20百万円	" 64.5%

6. 災害関連山地災害危険地区対策事業費補助

事業費	4百万円	対前年度比96.7%
国費	2百万円	" 100.0%

7. 後進地域特例法適用団体補助率差額

国費	597百万円	" 40.2%
----	--------	---------